

「北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）」（素案）についての意見募集結果

令和3年(2021年)10月8日

「北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）」（素案）について、道民意見提出手続により道民の皆様からご意見を募集したところ、32人、11団体から、延べ102件（案と直接関係のない意見4件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

1 「計画策定の趣旨」（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
望まない受動喫煙を減らそうという働きはよいと思う。ただし、防止したいなら、喫煙環境を整備し非喫煙者への喫煙の影響を防ぐやり方もあると思う。その為のたばこ税ではないのか。たばこ税はどんなことに使われているのか。 また、食品やお酒、排気ガスなども様々な病気の原因といわれることもあるのに、なぜ少数派の「たばこ」がターゲットなのか。	たばこ税は、その使い道が限定される目的税ではなく、都道府県・市町村議会での議決を経て、日常生活の基盤の整備や公共サービスの質を向上させるための様々な事業等に使われています。 また、たばこ以外にも、アルコール依存や大気汚染など、様々な分野で規制等が行われています。 E
「たばこ対策推進計画」の概要図のうち、5つの目標「⑤官公庁施設、飲食店、その他の多くの人利用する施設において受動喫煙のリスクを減らす」の末尾の「減らす」という文言を「無くす」と変更した方が受動喫煙を減らす目標の実現性を明確にできるのではないのか。	「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。 C

2 「受動喫煙による健康影響」（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
受動喫煙による健康影響の推計値について大変疑問に感じている。しかしながら、望まない受動喫煙を生じさせないことには賛成。そのため、喫煙可能場所と禁止場所とを定めることが必要と考える。	受動喫煙によってリスクが高まる病気等については、厚生労働省の公表資料を引用しています。 また、喫煙が可能な場所と禁止である場所については、健康増進法で定められており、法の概要は推進プランの後段に参考資料として添付していますのでご参照ください。 B
いつも「たばこ」が悪者扱いされているが、ハッキリたばこの副流煙が原因で死亡したと分かる事例があったのか。たばこを長年吸っていても、老衰で亡くなる人もいるし、一概にたばこが悪だと言えるのか。 (類似する意見が他に1件)	厚生労働省の研究結果によると、受動喫煙を受けなければ、年間約15,000人が肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などで死亡せずに済んだものと推計されています。 E

3 「道内の現状」(3件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>今回の意見募集は受動喫煙防止対策についてであり、当然他の計画で考えられていると思うが、道内の喫煙率が全国的に見ても高いので、まずはそこを減らす必要があるのではないかと。(類似する意見が他に1件)</p>	<p>喫煙率の低下に向けては、北海道健康増進計画等に基づき、たばこをやめたい人が身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく考えです。</p> <div style="text-align: right;">C</div>
<p>公共施設等での受動喫煙防止対策についても、今回の条例の制定に伴い一層押し進められることを望む。特に第一種施設や市町村が管理する施設は100%実施していることが必要なのではないかと。</p>	<p>第一種施設については、健康増進法に基づき、屋内は禁煙にする必要があることから、未実施である施設に対し、適切に指導等を行っていきます。また、市町村管理施設における受動喫煙防止対策については、各市町村において積極的に取り組んでいただく必要がありますので、道内の取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、市町村の取組を支援していく考えです。</p> <div style="text-align: right;">B</div>

4 「具体的施策(普及啓発)」(9件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>妊婦や胎児等への受動喫煙による影響を減らすのであれば、「妊婦への普及啓発」というより、家族や職場等の「妊婦を取り巻く環境への働きかけ」に関する施策が必要になると思う。(類似する意見が他に1件)</p>	<p>道条例の基本理念において、「受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊婦に配慮して推進する。」こととしておりますので、ご意見を踏まえ、普及啓発の主な施策に「子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ」を追加します。</p> <div style="text-align: right;">A</div>
<p>条例の趣旨を踏まえると、主な施策「妊婦の普及啓発」の内容のうち、「健康影響を減らす」という部分を「健康被害を無くす」と記載する方が明確と思われる。</p>	<p>道条例の基本理念において、「受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊婦に配慮して推進する。」こととしておりますので、ご意見を踏まえ、「健康影響を減らす」を「健康への害を無くす」に修正します。</p> <div style="text-align: right;">A</div>
<p>ポスターやリーフレットの配布等について、喫煙者に対する意識啓発に最も効果的なのは喫煙所への掲示であると考えます。義務付けるまではできなくても、喫煙所への掲示に努めるようにしてほしい。</p>	<p>国や道が作成したポスター・リーフレット等を配布する際には、施設の掲示板、エレベーター内、喫煙場所など、より多くの方にご覧になっていただける場所への掲示を働きかけていく考えです。</p> <div style="text-align: right;">C</div>
<p>科学的に明らかな情報の普及をするなら問題ないと思う。</p>	<p>健康増進法及び道条例の趣旨や内容等について、道民の皆様や事業者の方々などにご理解いただけるよう、様々な普及啓発を行っているところです。</p> <div style="text-align: right;">B</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>現状では、保健所での説明会は不可能と考える。</p>	<p>受動喫煙防止対策を推進する上で、より多くの方々に道条例の趣旨や内容等をご理解していただく必要があることから、道立保健所単位で説明会等を開催していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「『ほっかいどう健康づくりツイッター』を開設し、道民等、市町村、事業者、関係団体等に対し、国や道が実施する受動喫煙防止対策等に関する情報を速やかに発信する。」の受動喫煙防止対策等の「等」は何を示すのか。</p>	<p>このツイッターでは、受動喫煙防止対策や禁煙支援等のたばこ対策のほか、栄養、運動、歯科保健など、道民の健康づくりに資する情報発信を行っています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>母子健康手帳交付や各種健診・相談等の母子保健事業は市町村が主体であり、以前から市町村はたばこの指導に取り組んでいる。現時点で、道が「市町村や医療機関と連携してできること」とは、どのような内容を想定しているのか。</p>	<p>この取組は、「たばこ対策推進計画」に記載しているものですが、道条例に基づく道の取組としては、条例のリーフレットの配布やポータルサイトの周知、さらには本年度作成する受動喫煙防止に関するDVDを活用した普及啓発等について、市町村や医療機関にご協力をお願いする考えです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>主な施策として、「妊婦」の普及啓発だけが取り上げられているのは何か理由があるのか。 また、内容が情報提供であれば、「3 市町村及び事業者等の取組の促進」の「市町村への情報提供等」に入れ込めるのではないか。</p>	<p>道条例の基本理念において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々にに対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進することとしています。 また、情報提供に係る記載場所の整理については、この施策は市町村のほか医療機関とも連携して取り組むこととしていますので、現状通り、別々の記載とする考えです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

5 「具体的施策（学習機会の確保）」（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>未成年者への受動喫煙の防止に関する講座の実施は不要と考える。</p>	<p>健康増進法及び道条例に基づき、子どもや妊婦には特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることから、道としては、未成年者等に対する受動喫煙防止に関する講座等を実施していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

6 「具体的施策（市町村及び事業者等の取組の促進）」（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
各市町村に対して、路上喫煙を禁止する条例の制定に努めるよう、技術的支援をされたい。	各市町村においては、健康増進法第25条に規定する地方公共団体の責務に基づき、それぞれの地域の実情に応じて受動喫煙の防止に必要な環境整備等に努めていただくものと考えます。 <div style="text-align: right;">D</div>
受動喫煙防止対策は、各市町村ではなく、道庁がしっかり取り組むべき。	健康増進法第25条において、地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に関する意識の啓発や環境の整備などの措置について、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされています。道としては、市町村と連携を図りながら受動喫煙防止対策を推進する考えです。 <div style="text-align: right;">D</div>
道民の健康づくりに取り組む飲食店等への支援について、「健康に配慮した」の基準はどうなっているのか。市町村や道が支援すると明記するのであれば、基準を満たさなかった飲食店が閉店に追い込まれる危険性もある。それでも万人が納得できる基準など本当に存在するのか。	この取組は、食品選択や外食摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的とした「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」への登録を希望した飲食店等が対象となります。 また、「健康に配慮した基準」については、「健康な食事・食環境」コンソーシアムによる認証制度である「スマートミール」の基準に準拠して設定しています。 <div style="text-align: right;">E</div>

7 「具体的施策（実施状況の調査）」（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
施設種別に関わらず、「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」、「喫煙室外禁煙」等、喫煙可能レベルの調査を実施されたい。この調査の結果をもって、より一層受動喫煙防止対策の施策を具体的に講じることができると考える。	道では、令和2年度に、第一種施設、第二種施設及び飲食店等を対象に「敷地内禁煙」や「屋内禁煙」等の受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査を実施し、その結果はホームページで公表しています。 <div style="text-align: right;">B</div>
受動喫煙防止に配慮している施設とされているながら、玄関前に灰皿を設置して喫煙場所としている市の施設があり、調査の回答が適正であることが疑わしい事例がある。調査方法を再考されたほうがよいと考える。	各施設における受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査は、毎年度実施する予定としており、必要に応じて調査項目等の見直しを行いながら進めていく考えです。 <div style="text-align: right;">C</div>

8 「具体的施策（体制の整備）」（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>協議会に参集する専門家や関係機関は、禁煙推奨が激しすぎるので、もっとフラットな立場の人を入れてほしい。激しすぎる人たちの決めたことだと現実的に守れない、あるいは科学的に根拠があるのか分からないものが計画になりがちが気がする。</p>	<p>推進プラン策定に係る協議の場である「受動喫煙防止対策専門部会」には、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会、北海道生活衛生同業組合連合会、日本たばこ産業(株)北海道支社など、幅広い分野の団体等に参画いただいています。</p>
<p>体制の整備に当たっては、保健所の負担にならない方法が必要と考える。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、適切に対応する考えです。</p>
<p>「『保健福祉部受動喫煙対策室』及び『道立保健所受動喫煙対策室』において、関係機関等との連携・調整のほか、相談対応や情報提供、行政指導等を行う。」の行政指導等の「等」とは何を示すのか。</p>	<p>行政指導のほか、行政処分（公表、命令等）を行います。</p>

9 「法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」(23件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>受動喫煙防止のための分煙環境づくりを積極的に推進してほしい。受動喫煙防止対策のためには、一方的に喫煙場所を減少させるのではなく、分煙環境の整備を進めることが必要である。分煙環境の整備を進めるに当たっては、地方たばこ税の活用を是非検討いただきたい。 (類似する意見が他に11件)</p>	<p>受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていく考えです。</p>
<p>望まない受動喫煙を防止することには賛成するが、そのやり方が重要だと思う。駅前や公園、繁華街など、人が多く集まる場所こそ、迷惑にならない所に喫煙所を集中しないように数多く設置することが、結果的には受動喫煙を防止することになると言える。行政の責務において、しっかりとした数多くの喫煙所を整備することを望む。 (類似する意見が他に6件)</p>	<p>受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていく考えです。</p>
<p>たばこには税収以上に医療費等の損失があり、たばこ税の活用を名目とした道や市町村による喫煙所設置には反対。 (類似する意見が他に1件)</p>	<p>受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていく考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>受動喫煙防止の取組として、法で一方向的に定めてしまうと、より喫煙者が肩身の狭い思いをし、新たにそのルールを突くやり方が生まれてしまうと思う。</p>	<p>望まない受動喫煙を防止するための取組については、平成30年に健康増進法の一部が改正され、「マナー」から「ルール」に変更されました。</p> <p>改正法の趣旨や内容等について、地域説明会等の開催のほか、ホームページやSNSなど様々な広報ツールを活用して道民の皆様にも周知してきたところであり、こうした取組を引き続き行っていく考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>喫煙可能に関するステッカーについては、選択する上で必要であり、もっと普及すべきだと思う。吸える場所を提供することで、喫煙者はそこに集まってくれると思うので、吸える・吸えないの棲み分けに必要なお金を出せば、望まない受動喫煙の防止ができるのではないかと。</p>	<p>喫煙専用室等に掲示する標識については、国から示された例を参考にして道独自の様式を作成し、加工可能なデータとしてホームページで公表しています。</p> <p>また、道条例に基づき、店内を禁煙とする飲食店等が掲示する標識については、道において禁煙ステッカーを作成し、配布しています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">B</div>

10 「その他の取組」(38件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>サードハンドスモークは、健康影響がまだ明らかになっておらず、こうしたものを道の計画に記載し周知することは、健康への悪影響があるといった誤解を招くことが危惧される。</p> <p>また、サードハンドスモークは、受動喫煙には該当しないものであるため、推進プランに記載すること自体「適切な情報の周知」にならないので削除すべき。</p> <p style="text-align: center;">(類似する意見が他に18件)</p>	<p>サードハンドスモークについては、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないといわれています。</p> <p>道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していく考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>サードハンドスモークは研究も少なく、健康被害や影響等明らかになっておらず、疫学調査報告もない中で、あたかも悪影響があると誤解を招くことが危惧される。</p> <p style="text-align: center;">(類似する意見が他に9件)</p>	<p>サードハンドスモークについては、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないといわれています。</p> <p>道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していく考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>サードハンドスモークは、残留受動喫煙とも呼ばれるように受動喫煙に深く関わる新たな概念であり、普及啓発だけではなく受動喫煙防止対策と一体的に取組を進めるべき。</p>	<p>サードハンドスモークについては、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないといわれています。</p> <p>道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していく考えです。</p> <div style="text-align: right;">C</div>
<p>サードハンドスモークを考慮し、たばこを吸った後、15分間はエレベーターに乗らないようにすべき。</p>	<p>サードハンドスモークについては、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないといわれています。</p> <p>道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していく考えです。</p> <div style="text-align: right;">C</div>
<p>「サードハンドスモーク」という言葉は一般にはまだ浸透していないと思われるため、厚生労働省のホームページと整合性を図り、「三次喫煙（サードハンドスモーク）」にすると理解が得やすいと考える。</p> <p style="text-align: center;">（類似する意見が他に1件）</p>	<p>分かりやすい表記となるよう、厚生労働省のホームページの内容を参考にして、「三次喫煙（サードハンドスモーク）」に修正します。</p> <div style="text-align: right;">A</div>
<p>条例で規定していない「歩きたばこの防止」や「サードハンドスモークへの対応」を取組として挙げており、是非、進めていただきたい。</p>	<p>受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組む考えです。</p> <div style="text-align: right;">B</div>
<p>未だに市中では歩きたばこのほか、住宅や店舗のすぐ前の路上で喫煙する道民もいる。道のポイ捨て条例の「吸い殻入れを携帯していないときは」の規定が、逆説的に携帯灰皿があれば吸っても良いと捉えられてしまう。受動喫煙防止対策推進のためには、こういった喫煙者の意識を変えさせる取組が必要と考える。</p> <p style="text-align: center;">（類似する意見が他に2件）</p>	<p>健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所が開催する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行っていく考えです。</p> <div style="text-align: right;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>歩きタバコ等の防止やサードハンドスモークへの対応について、条例で規定していないものへの取組は削除すべき。歩きタバコ等の防止は、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」で推進すべきものであり、サードハンドスモークは、厚労省のホームページでも三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません。となっているものをなぜ記載するのか。</p>	<p>歩きタバコ等の防止やサードハンドスモークへの対応については、道条例に規定していないため、「その他の取組」として記載しています。</p> <p>いずれも現在の情報を受動喫煙防止対策と合わせて道民の皆様に周知するものであり、推進プランに基づき、新たな取組等を行うものではありません。</p>
	C

11 「数値目標」(4件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「学習機会の確保」は、道として実施する内容と理解したが、数値目標は実施した市町村数になっている。道としての目標はどこにあるのか。</p>	<p>道の受動喫煙防止対策として、小学校等を対象とした未成年者喫煙防止講座の実施や市町村が実施する健康イベント等への協力など、市町村と連携を図りながらこの数値目標の達成に向けて取り組んでいく考えです。</p>
	B
<p>数値目標に「路上喫煙を禁止する条例を制定している市町村数」を加えるべきであると考える。</p>	<p>条例は、都道府県や市町村が地域の实情に即し、議会での議決をもって制定されるものであり、地方公共団体として対等の関係にある市町村について、道計画に市町村条例の制定に係る数値目標を設定することは馴染まないと考えます。</p>
	D
<p>数値目標に「敷地内完全禁煙の施設割合」を加えるべきであると考える。</p>	<p>この推進プランは、道条例の基本計画として策定するものであり、条例では、20歳未満の子どもが利用する幼稚園、保育所、小中高校等の敷地内における受動喫煙防止措置について規定し、推進プランで数値目標を設定していますが、その他施設については、条例で同様の規定は設けていないため、推進プランでは数値目標を設定しない考えです。</p>
	D
<p>100%となる目標数値には反対する。</p>	<p>道条例において義務規定としている「学校等の敷地内における受動喫煙防止措置」と「禁煙としている飲食店等における禁煙表示」の目標数値については、いずれも100%の達成を目指す考えです。</p>
	D

12 「その他」(7件)

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>コロナ禍、非常事態宣言を踏まえた、喫煙及び受動喫煙対策についての危機意識が全く盛り込まれず、欠如している。</p>	<p>道内各地で新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであることを道民の皆様に認識していただくため、本年度、オンライン研修等に対応した健康教育教材(DVD)を作成し、道や市町村等が実施する健康教育等において活用する考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>新型コロナウイルス感染症を抑え込む新生社会、また、皆が健康を分かち合うコロナ後の社会とするためには、三密が避けられない公的な場所での喫煙と受動喫煙は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、喫煙可能店の禁煙化及び喫煙室の閉鎖が必須となるべき。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が全道各地で発生した際には、喫煙可能店(小規模飲食店)にも時短営業等にご協力をいただき、また、公共施設等の喫煙室については、三密回避等のため多くの施設で一時的に閉鎖されているものと承知しています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">E</div>
<p>禁煙推進施策の一環として、飲食店内や施設内を全面禁煙とする場合には、その経費を助成し、また、税の控除などの施策を導入してはどうか。</p>	<p>たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>喫煙者には「タバコをやめましょう」を勧奨すべき。禁煙したい方の相談先は沢山ある。遠隔禁煙診療施設も増えている。</p>	<p>たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>禁煙治療費の助成を行っている自治体も増えている。道及び道内自治体でも、禁煙治療費の助成(2/3助成)を予算化し、積極的に喫煙者を減らす具体的に実効性の上がる施策に取り組むべき。道内自治体でも実績がある町や市があるので、共同の検討会を設けてはどうか。</p>	<p>たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>国立がん研究センターなど6つの国立施設が第一優先として「たばこは吸わない」、「他人のたばこの煙を避ける」を提言している。これらを踏まえ、北海道において喫煙者の禁煙勧奨、非喫煙者の受動喫煙ゼロが徹底されることに期待している。</p>	<p>たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
バス停や市電停留所での禁煙を啓発すべき。	たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂をする際に参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>【問い合わせ先】 保健福祉部健康安全局 地域保健課健康づくり係 TEL 011-204-5767（直通）</p>
--